

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年12月17日(2015.12.17)

【公表番号】特表2014-534864(P2014-534864A)

【公表日】平成26年12月25日(2014.12.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-071

【出願番号】特願2014-539096(P2014-539096)

【国際特許分類】

A 61 M 31/00 (2006.01)

A 61 M 1/16 (2006.01)

【F I】

A 61 M 31/00

A 61 M 1/16 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月26日(2015.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の薬剤を、対象の固体組織にデリバリーするデバイスであって、

(i) 複数の微小透析プローブと、

(ii) 複数の針であって、前記複数の針のそれぞれは、前記複数の微小透析プローブの1つを受容するように構成された複数の針と、

を備え、

前記デバイスは、前記複数の微小透析プローブを前記固体組織に挿入するように構成され、

前記複数の薬剤は、前記複数の微小透析プローブを通して前記固体組織にデリバリーされるデバイス。

【請求項2】

前記デバイスは、前記複数の微小透析プローブを通して前記複数の薬剤を流すことによって前記複数の薬剤を前記固体組織にデリバリーするように構成された

請求項1に記載のデバイス。

【請求項3】

前記複数の針に動作可能に連結された、少なくとも1つの制御部をさらに備える  
請求項1に記載のデバイス。

【請求項4】

前記複数の微小透析プローブは、少なくとも3つの微小透析プローブを含み、より好ましくは少なくとも5つの微小透析プローブを含み、更に好ましくは少なくとも10個の微小透析プローブを含む

請求項1に記載のデバイス。

【請求項5】

前記複数の針は、少なくとも3本の針を含み、より好ましくは少なくとも5本の針を含み、更に好ましくは少なくとも10本の針を含む

請求項1に記載のデバイス。

【請求項6】

前記固体組織への前記複数の微小透析プローブの挿入を案内するガイドデバイスをさらに備える

請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 7】

前記固体組織は腫瘍である

請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 8】

前記複数の薬剤は化学療法剤を含む

請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 9】

前記デバイスは、前記複数の薬剤を軸に沿って前記固体組織にデリバリーするように構成された

請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 10】

前記デバイスは、前記複数の薬剤を前記固体組織にデリバリーするように構成され、

前記固体組織の外側で、前記複数の薬剤が(i)検出不可能であるか、または(ii)前記固体組織の外側で検出可能な場合には、前記複数の薬剤が最小有効用量未満で存在する

請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 11】

前記デバイスは、システム的にデリバリーされる場合、対象において検出可能な効果を発揮するのに必要な最小用量未満の量で複数の薬剤をデリバリーするように構成された

請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 12】

前記デバイスは、治療有効濃度で前記複数の薬剤をデリバリーするように構成された

請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 13】

前記デバイスは、前記固体組織の異なる領域に異なる濃度で前記複数の薬剤のうち少なくとも一つの薬剤をデリバリーするように構成された

請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 14】

前記デバイスは、前記固体組織の同じ領域に複数の投薬量で前記複数の薬剤のうち少なくとも一つの薬剤をデリバリーするように構成された

請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 15】

2つ以上の前記複数の薬剤が、前記固体組織内の異なる領域にデリバリーされる

請求項 1 に記載のデバイス。